

災害り災者を対象とした市営住宅の一時使用等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、火災及び風水害等の自然災害（以下「災害」という。）により住宅に被害を受け居住不能となった者（以下「り災者」という。）に対し市営住宅の空き住戸の一時的な使用（以下「一時使用」という。）の許可等及び府営住宅の空き住戸の一時的な使用のあっせん（以下「府営住宅の一時使用のあっせん」という。）を行い、住宅確保までの一時的な居住場所を提供することにより、り災者の生活再建を支援することを目的とする。ただし、別に大規模災害等に伴う市営住宅の一時使用の取扱いを定めたときは、その定めによることとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内り災者 本市の区域内に存する住宅に居住していたり災者で一時的な居住場所の確保が困難な者をいう。
- (2) 北区等り災者 本市内の北区、左京区及び右京区の区域内に存する住宅に居住していたり災者で一時的な居住場所の確保が困難な者をいう。
- (3) 市外り災者 京都市の南部に隣接する自治体（宇治市、長岡京市、八幡市、向日市、大山崎町及び久御山町）の区域内に存する住宅に居住していたり災者で一時的な居住場所の確保が困難な者をいう。

(市内り災者の一時使用)

第3条 一時使用の許可を受けることができる者は、市内り災者とする。ただし、り災の原因が火災である場合においては、当該火災を故意に発生させたり災者は、一時使用の対象者とししない。

(市外り災者の一時使用)

第4条 前条の規定に関わらず、市外り災者は、当該自治体及び京都府からの一時使用の要請により、一時使用の許可を受けることができる。ただし、り災の原因が火災である場合においては、当該火災を故意に発生させたり災者は、一時使用の対象者とししない。

2 前項の規定は、当該自治体の市営住宅及び府営住宅の一時的な使用に係る空き住戸が不足している場合に限り適用する。

(り災者であることの認定)

第5条 り災者であることの認定は、官公署が発行するり災証明書により行う。

(一時使用の許可)

第6条 一時使用の許可は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可により行う。この場合において、当該許可後の本市と一時使用の許可を受けた者との関係は、この要綱に規定する事項及び次の各号に掲げる事項を除いては、京都市市営住宅条例（以下「条例」という。）及び京都市市営住宅条例施行規則の規定の例による。

- (1) 一時使用の期間は、3箇月以内とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、一時使用の許可を受けた者が許可の期間の更新を申し出た場合において、その理由がやむを得ないと認められるときは、当初の許可の期間を含めて最長1年間を限度として、3箇月ごとに期間の更新をすることができるものとする。

- (3) 条例第6条各号(第4号を除く。)に掲げる要件を問わないものとする。
- (4) 保証人は、不要とすること。
- (5) 使用料は、免除すること。
- (6) 市営住宅の電気、ガス、水道及び下水道の使用料並びに廃棄物の処理に要する費用は、一時使用の許可を受けた者が負担すること。

(申請手続)

第7条 一時使用の許可を受けようとする者は、り災後1箇月以内に市営住宅一時使用許可申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、災害の規模等により、申請期間を延長することがある。

- (1) り災証明書
 - (2) 市営住宅一時使用誓約書(第2号様式)
 - (3) 本人確認ができる書類(個人番号カード、健康保険証又は自動車運転免許証その他官公署が発行した証書等の写し)
- 2 り災者は、前項第1号に掲げるり災証明書が申請日までに交付されないときは、交付後速やかに提出するものとする。この場合において、市長は、「区災害状況報告書」の写し等により、り災状況を確認する。
- 3 前条第2号に規定する一時使用の許可期間の更新を申請しようとする者は、使用許可期間が満了する日の1週間前までに市営住宅一時使用更新許可申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(許可)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において適当と認めるときは、一時使用を許可することを決定し、市有財産使用許可書(第4号様式)により申請者に通知する。

(一時使用に充てる市営住宅)

第9条 市長は、市営住宅の適正な管理に著しい支障がない範囲で、り災者の世帯人員、従前の居住地域等に可能な限り配慮して一時使用に充てる住戸を選定し、現状のまま使用させるものとする。

(明け渡し時の修繕等)

第10条 市長は、次の各号に掲げる費用が生じた場合は、一時使用の許可を受けた者に対し、条例第20条及び第25条の規定に基づき、明渡しの際に当該費用を請求する。ただし、市営住宅の原状回復に要する費用については、この限りでない。

- (1) 一時使用の許可を受けた者の責めに帰すべき破損等による修繕に係る費用(自然損耗の場合を除く)
- (2) 一時使用の許可を受けた者が残置した動産の処理に係る費用

(北区等り災者へのあっせん)

第11条 北区等り災者は、第3条による市営住宅の一時使用のほか、住宅管理課長から京都府住宅課長への要請により、府営住宅の一時使用のあっせんを受けることができる。

- 2 住宅管理課長は、前項のあっせんに際し、北区等り災者の勤務地、職務内容、通学地域等を考慮したうえで、府営住宅の一時使用を受ける必要性について、意見書(第5号様式)により、京都府住宅課長に伝達しなければならない。

(公募資格の特例)

第12条 市内り災者で市営住宅を一時使用している者及び北区等り災者で府営住宅を一時使用している者のうち条例第6条各号に掲げる要件を満たす者及び市外り災者で市営住宅

を一時使用している者のうち条例第6条第2号から第6号に掲げる要件を満たす者（公営住宅法第24条第2項の規定により公営住宅への入居者資格を備えるとみなされた者を含む。以下「入居者資格を備える者」という。）は、市営住宅を一時使用したまま条例第4条第1項の規定による公募に申し込むことができるものとする。

（公募によらない入居）

第13条 市長は、入居資格を備える者が市営住宅への入居を希望したときは、条例第5条第1号の規定を適用し、条例第3条の規定による承認をする。

（補則）

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、住宅室長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年10月3日から実施する。

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。